生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業の実施に向けた検討状況について

1 主旨

平成30年度に実施した子どもの生活実態調査結果では、生活困窮等により、家庭や地域に 夜間・休日、安心して過ごすことができる居場所がない子どもや、子どもが生活する上で多く の家庭では"普通のこと"とされている体験や所有物がない子どもの存在が明らかとなり、そういった子どもたちをいかに支援するかが課題となっており、そのための食を含む生活支援 や学習支援の機能を持つ居場所の充実を図る必要性が生じている。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、保護者の失業・休業に伴う収入減、食費や教育費等の家計の負担増等のため、生活困窮世帯がより深刻な状況に直面している。今後新たに生活困窮となる世帯の急増や、DVや児童虐待についての深刻化も懸念されることから、子どもの貧困対策を迅速に推進し、早期に子どもと家庭の生活の安定を図るための施策を開始する必要がある。

ついては、昨年度策定した子どもの貧困対策計画に基づき、重点政策に位置づけている「生活の安定に資するための支援」の一環として、生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習支援、生活支援、相談支援機能を兼ね備えた拠点事業の検討を行っており、その検討状況を以下のとおり報告する。

2 本事業の必要性

(1)生活困窮世帯等の子ども一人ひとりに丁寧に時間をかけて寄り添う支援の視点 生活困窮世帯の子ども、さらに、虐待や養育困難により子ども家庭支援センターや児童相 談所が支援している子どもや一時保護から地域に戻すため支援を要する子どもには、心に傷 を負っていたり、自己肯定感が低くなっていたりするケースが多く、その回復には一人ひと りの状況に応じて、時間をかけて丁寧に寄り添った関わりを行う必要がある。

(2) 生活困窮世帯等の子どもや保護者に特化した支援の視点

別紙1「子どもの居場所・学習支援等の各取り組みから見た本事業の必要性」参照子どもの生活実態調査結果では、友人関係に課題を抱えがちな生活困難層の子どもには、児童館や青少年交流センターといった誰でも来られる施設は利用されにくい傾向がある。児童館や青少年交流センターでは、すべての利用者への公平な対応を進めており、課題を抱える子どもについては、その把握と支援を行う役割を担っている。しかし、施設の中で生活困窮世帯等の子どもにスティグマ(負のレッテル)を生じさせずに、一体的かつ継続的な支援事業を実施することは難しいため、新たな支援の場が必要である。また、個々の子どもの様子を踏まえ、生活困窮世帯等が求める特有の専門的な支援を子どもだけでなく保護者にも継続して行っていくことが必要である。

(3)生活困窮世帯等の子どもが日常的に利用でき支援を受けられる固定の場所の視点現在、生活困窮世帯の居場所・学習支援事業である「せたがやゼミナール」やひとり親家

庭等の学習支援事業である「かるがもスタディルーム」を実施しているが、各取り組みの実施も限られている(週1回、月2回)ため、固定の場所に子どもがいつでも行け、支援を受けることができる事業ではない。また、地域の取り組みである子ども食堂等でも、頻度は月1~2回程度であり、生活困窮世帯等への支援の専門性の確保を求めにくい。

(4)本事業の必要性

以上3つの視点から、子どもが夜間・休日を含め日常的に利用でき、生活の安定に向け生活習慣や学習習慣の定着を図り、子どもや保護者の相談にも対応できる、多様な機能を兼ね備えた居場所となる拠点事業が新たに必要である。

3 拠点事業の概要

(1)目的

生活困窮世帯等の子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育むと同時に、地域の支えと見守りの中で、子どもと家庭の現在及び将来の生活の安定に向けた支援をすることを目的とする。

(2)対象者

生活困窮等により、家庭や地域に安心して過ごせる居場所がなく、夜間を一人で過ごすなど、学習・生活習慣等に課題を抱えている区内在住の中学生とその保護者 対象を中学生とする理由

子どもの生活実態調査の結果では、小学5年生よりも中学2年生のほうが、子どもは「夜間・休日にいることができる場所」の、保護者は「学校以外の学習支援」の利用意向が高い。

児童相談所や子ども家庭支援センターにニーズの確認を行った結果、中学生だけでも 一定の利用が見込まれる。

中学生に対象を絞ることで、卒業後の進路を見据えた支援に特化することができる。 中学卒業後は、区として学校を通じた子どもの状況把握が困難になる中、子どもが中学 生の時期に学習・生活習慣を習得し、中学卒業後の生活の安定や高校中退の防止につな げる必要がある。

夜間までの実施となるため、中学生は保護者による送迎が必要なく、自身で公共交通機関や自転車等を使って利用することができる。

実施施設の規模や地域の状況を踏まえ、利用(登録)人数を設定する。

(3)実施する機能

居場所提供、 学習支援、 生活支援、 保護者を含む相談支援、 地域連携 一日の活動の流れは、別紙2「一日の活動の流れイメージ図」のとおり

(4)実施時間

週5日(土日含む)、14時~21時頃を想定

(5) 実施場所

以下の基本的な考え方を踏まえ、既存施設を活用していく。

【基本的な考え方】

・本事業に適した面積や生活支援に必要な設備(キッチン、浴室等)がある程度整っていること。

- ・地域活動の取り組みや交流が活発であり、地域の理解・協力も得やすく、地域資源のネットワークを活用しながら、地域での継続した支えと見守りが可能なエリアであること。
- ・主要路線沿い等子どもが通いやすい場所であること。

(6)実施方法

学習・生活支援の機能を兼ね備えた子どもの居場所事業等の実績のある社会福祉法 人やNPO等を選定し、委託により実施する方向で検討する。

(7)連携する関係機関

- < 支援機関等 > 児童相談所、子ども家庭支援センター、中学校、小学校、教育相談室、 児童館、青少年交流センター等
- < 地 域 > 町会、自治会や主任児童委員、民生・児童委員、青少年委員、 子ども食堂をはじめとする地域の子ども支援団体等
- 4 事業開始時期等

令和3年度に1ヶ所事業を開始し、実施状況等を踏まえ、段階的な拡充を検討する。

5 今後のスケジュール(予定)

令和3年 2月 福祉保健常任委員会(事業概要の報告) 令和3年度 事業実施に向けた準備

1ヶ所事業開始

子どもの居場所・学習支援等の各取り組みから見た本事業の必要性

小学校期

中学校期

高校期

青少年交流センター(ほぼ毎日、小学生は18時まで、中学生は20時まで)

児童館(週5~6日、18時まで、中高生支援館5館のみ週2、19時まで)

【課題】

- ・友人関係に課題を抱えがちな生活困難層の子どもには、児童館や青少年交流 センターといった誰でも来れる施設は利用されにくい傾向がある。
- ・誰でも利用できる児童館や青少年交流センターではすべての利用者に公平 くな対応を進めているが、生活困窮世帯等の子どもにスティグマを生じさせずに、食・学習・居場所等を一体的かつ継続的に支援することが難しく、新たな場が必要。
- ・個々の子どもの様子を踏まえ、生活困窮世帯等が求める特有の専門的な支援を子どもだけでなく保護者にも継続して行っていくことが必要。

< 見守りによる

ソーシャルワーク >



家庭や地域に 安心して過ごせる居場所がなく 学習・生活習慣等に 課題を抱えている中学生



【新規】生活困窮世帯等の 子どもと家庭を支える 学習・生活支援の拠点事業 (週5、14時~21時頃) < 個別支援によるソーシャルワーク >

学習支援(進学支援含む)、生活支援 (日常生活習慣の習得や食の支援)、 保護者を含む相談支援を実施

- [課題] · 各取り組みの実施頻度が限られるため、固定の場所に子どもがいつでも行け、支援を 受けることができる事業ではない。
 - ・地域の取り組みである子どもの学び場と子ども食堂では、生活困窮世帯等の保護者 支援の専門性を求めにくい。

せたゼミ(学習支援、居場所)(週1、18時~20時頃) 6か所

かるがもスタディルーム(学習支援)(月2、14時~16時) 5か所

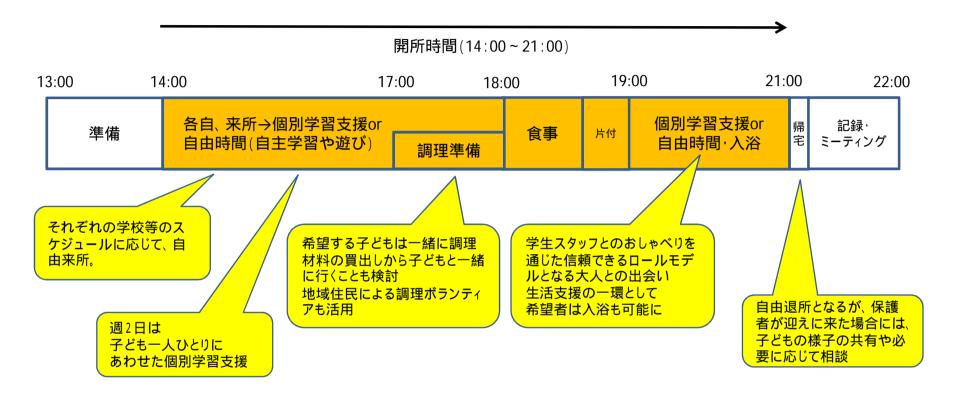
子どもの学び場(R2~)

(学習支援・一部食育の実施)(月1~4、16時~18時)

点線は学習支援のみ、塗りつぶしは対象が限定されているもの

子ども食堂(食の提供・地域の居場所)(月1~2、19~20時頃まで) 約40か所

一日の活動の流れイメージ図



<u>夜間・休日を安心して過ごすことができる居場所</u>で、 信頼できロールモデルとなるような大人や同世代の子どもたちに、 <u>ありのままの自分を受け止めてもらえる</u>。

一人ひとりに寄り添った学習・生活支援、相談支援を通じて、

<u>子どもがエンパワメントされ、自ら生きる力を育む</u>と同時に、

地域との連携により、孤立を予防し、地域の支えと見守りの中で、生活の安定へ。